○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
七号	弘前市大字高田一丁目六番一六から同市城東中央五丁目六番一一まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十六日

○関東地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　長野都市計画道路事業三・三・五十六号真田線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県長野市松代町西寺尾字午新田及び字町裏、松代町城北、松代町東寺尾字屋敷地内

使用の部分　長野県長野市松代町東寺尾字屋敷地内

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画公園事業第五・五・一号東伏見公園

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西東京市柳沢一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画河川事業第一号石神井川

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西東京市東伏見一丁目、東伏見六丁目及び柳沢一丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字芝原三九八八番七から同町大字神立字荒戸三八一七番一まで	前	一三・四五～四二・九七メートル	一・一三〇キロメートル
	後	一六・八〇～四二・九七メートル	一・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月十五日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　新潟県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	永井　佐利
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年六月三十日

○北陸地方整備局告示第十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月十五日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　新潟県建築住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人新潟県建築住宅センター
変更後	一般財団法人にいがた住宅センター

(2)　役員の氏名の変更

変更前	遠藤　良博、鶴巻　嗣雄、野水　祥一、廣田　敏郎、武田　成一、長谷川かよ子、地濃　茂雄、勝見　洋人、土井　希祐
変更後	平岡　正敏